

会費及び入会金規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）における会費について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会費及び入会金

(会 費)

第2条 正会員の年会費は、12万円とする。

2. 賛助会員の年会費は、1口1万円とする。
3. 名誉会員及び特別会員の会費は徴収しないものとする。
4. 入会年度の会費の納入については、会員資格規程第9条に定める。

(入 会 金)

第3条 入会金は、2万円とする。

(会費及び入会金の使途)

第4条 前項の会費は、公益目的事業に10%以上、その残額をその他の事業及び法人会計に使用する。ただし、入会金のうち特定資産として積み立てるものは、この対象としない。また、その他の事業に使用した残額があるときは、これを公益目的事業に使用することができる。

2. 前条の入会金は、法人会計に1万円、事業特定資産と大山賞特定資産にそれぞれ5千円ずつ、繰り入れるものとする。

(会費の納入時期)

第5条 年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。但し、会費を1月31日と6月30日までの2期に分納することができる。

(会費納入の勧告)

第6条 年会費及び入会金を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事が当該会員に勧告することができ、悪質な場合には理事会に報告することができる。

(監事の正会員資格)

第7条 年度中に40才に達する年度に監事に1年目として就任した者は、その次年度、特別会員の資格をもって、監事の職に当たるものとする。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

(附 則)

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。